海老江下水処理場改築更新事業

事業説明会資料

2018年6月13日(水)、16日(土)

大阪市建設局

調査の目的

海老江下水処理場改築更新事業の建設予定地は、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されている。



ハード対策として、

工事の実施においては、土壌汚染対策法を踏まえた、遮水矢板、防 塵テント・防塵ネットなどの汚染土壌拡散防止対策を実施する。



ソフト対策として、

工事期間中に飛散する<u>粉じん</u>や建設機械等から発生する<u>騒音・振動</u> などを計測し、周辺環境に与える影響を評価する(<u>環境監視の実施</u>)。

また、<u>工事前より周辺環境を計測</u>し、その結果等を踏まえ、**工事期 間中の環境監視における自主管理値を設定**する。

1. 事前の 環境監視



2. 自主管理 値の設定



工事中の 環境監視



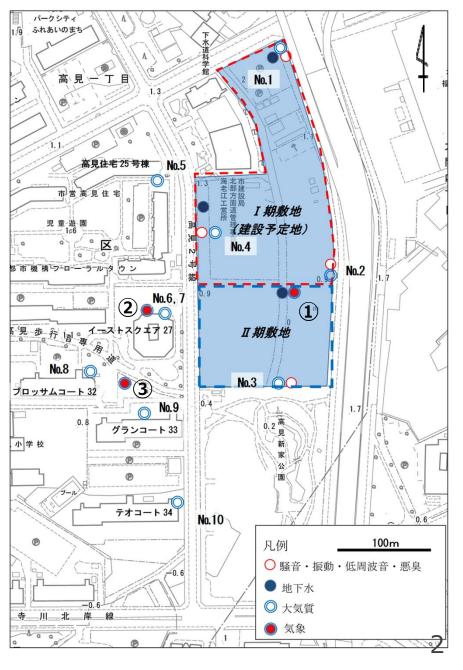
事後の 環境監視

1. 事前の環境監視結果

環境監視内容(事前)

【調査期間:2017年4月~2018年3月】

【问旦别间,2017年4月 ²² 2010年3月】							
環境監視 項目	調査内容						
	調査項目	測定期間及び頻度					
1. 気象	風向・風速	・1年間の連続測定 (通年調査)					
2. 大気質	土壌汚染対策法に 基づく特定有害物 質(21項目)						
	ダイオキシン類	・1年間に4回 (四季調査) ・1回あたり1週間採集					
	粉じん	・1年間の連続測定 (通年調査)					
3. 騒音	騒音レベル	・1年間に4回 (四季調査)・1回あたり平日及び休日					
4. 振動	振動レベル						
5. 低周波音	低周波音圧レベル	の各24時間測定					
6. 悪臭	臭気指数	・夏季(7、8、9月) 各1回					
7.地下水	土壌汚染対策法に 基づく特定有害物 質(21項目)、 ダイオキシン類	・1年間に4回 (四季調査)					

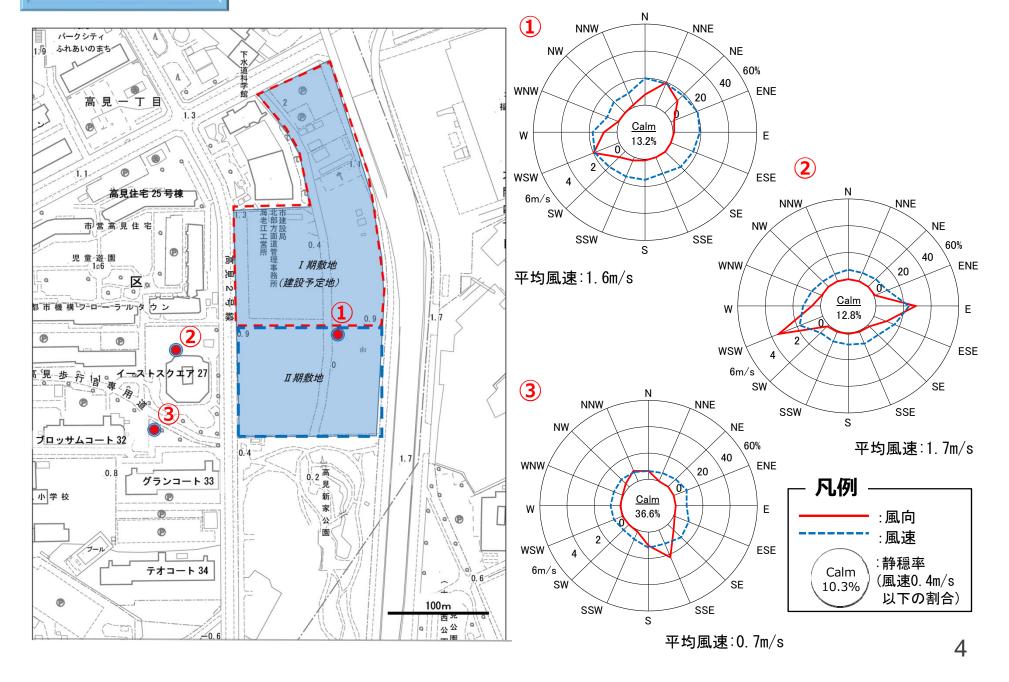


環境監視(事前)結果の概要

環境監視項目	調査結果の概要(平成29年4月~平成30年3月)
1. 気象 (p.4	建設予定地内:平均風速1.6m/s、西南西と北北東が最多風向 住宅敷地内(2地点):周辺の建物や植栽の影響を受けた風況 ・平均風速1.7m/s、西南西が最多風向(27棟北側) ・平均風速0.7m/s、南南東が最多風向(33棟北側)
2. 大気質 (p.5~9)	有害大気汚染物質は、環境局が市内でモニタリング調査で測定している物質については、 <u>市内平均値と同程度か下回る</u> 。また、環境基準、指針値が設定されている物質については、環境基準、指針値を下回る。 粉じん濃度(日平均値)は、 <u>0.004~0.73mg/m³で推移</u> 。4~5月、12~2月の <u>霧、靄が発生する湿度の高い時間に一時的に0.4mg/m³を超える高い値</u> を観測。
3. 騒音 (p.10~13)	周辺の道路交通等の影響を受け、 北側・東側で規制基準値を超過 夏季はセミの鳴き声の影響も加わり、 一部の時間帯で規制基準値を超過
4. 振動 (p.14~17)	すべての測定地点で <u>規制基準を下回る</u>
5. 低周波音 —— ^(p.18)	すべての測定地点で <u>参照値を下回る</u>
6. 悪臭 (p.19)	すべての測定地点で <u>規制基準を下回る</u>
7.地下水 (p.20~22)	ふっ素及びその化合物、砒素及びその化合物※が <u>地下水基準値を超過</u> (※過年度の土壌調査、地下水調査においても検出されている物質) -

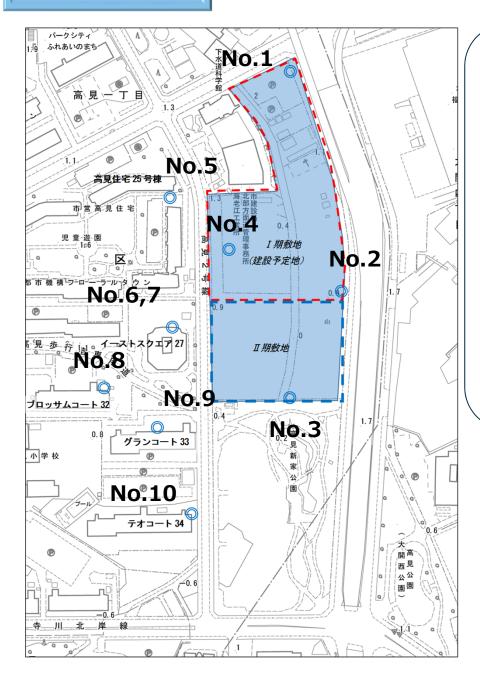
1. 氮象

風向・風速(2017年4月~2018年3月)



2. 火氣質

測定地点(粉じん、有害大気汚染物)



建設予定地内

NO.1 敷地境界 北側

NO.2 敷地境界 東側

NO.3 敷地境界 南側

NO.4 敷地境界 西側

住宅敷地内

NO.5 市営高見住宅25号棟

NO.6 イーストスクエア27 2階

NO.7 イーストスクエア27 4階

NO.8 ブロッサムコート32

NO.9 グランコート33

NO.10 テオコート34

2. 次氮質

揮発性有機化合物(第一種特定有害物質)

調査結果(全項目)を表に示す。また、一例として、テトラクロロエチエンとトリクロロエ チエンの測定地点ごとの調査結果と環境基準との比較を図に示す。

揮発性有機化合物	調査結果※1	大阪市調査 ^{※2} (年平均値	基準等(年平均値)※3	
(第一種特定有害物質)	(四季調査)	(平平均值 H18~27)	環境基準※4	指針值 ^{※5}
四塩化炭素	0.43~0.55	_	_	_
1,2-ジクロロエタン	0.063~0.16	0.11~0.24	-	1.6
1,1-ジクロロエチレン	<0.016	_	-	_
シス1,2-ジクロロエチレン	<0.019	_	-	_
1,3-ジクロロプロペン	<0.033	_	-	_
ジクロロメタン	0.63~1.7	1.6~11	150	-
テトラクロロエチレン	0.027~0.21	0.2~2.1	200	_
1,1,1-トリクロロエタン	<0.015~0.023	_	-	_
1,1,2-トリクロロエタン	<0.018	_	-	_
トリクロロエチレン	0.05~0.58	0.3~5.8	200	
ベンゼン	0.23~0.76	0.87~2.8	3	_
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	<0.016~0.027	0.011~0.56	-	10

※1:「<」は定量下限値未満であることを示す。

※2:「-」は調査対象になっていないことを示す。

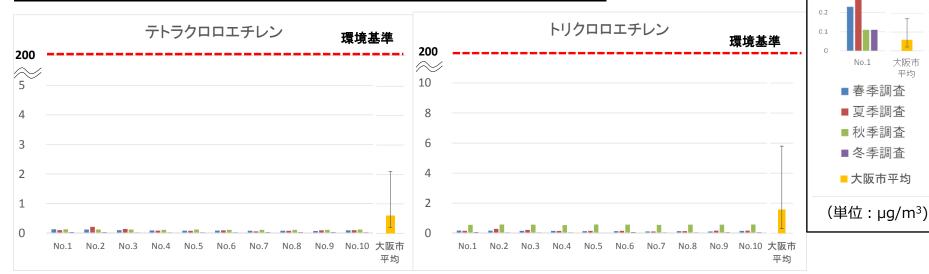
※3:「-」は設定されていないことを示す。

※4:「環境基本法」による、大気の汚染に係る 環境上の条件について、人の健康を保護し、 及び生活環境を保全する上で維持されること が望ましい基準。

※5:中央環境審議会答申による、環境中の有害 大気汚染物質による健康リスクの低減を図る ための指針となる数値

凡例:

6

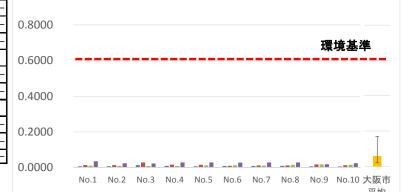


重金属類(第二種特定有害物質)、ダイオキシン類

1.0000

調査結果(全項目)を表に示す。また、一例として、水銀及びその化合物、砒素及びその化 合物、ダイオキシン類の測定地点ごとの調査結果と環境基準、指針値との比較を図に示す。

重金属類	調査結果 ^{※1} (四季調査)	大阪市調査 ^{※2} (年平均値 H18~27)	基準等(年平均値) ^{※3}	
(第二種特定有害物質)等			環境基準※4	指針值 ^{※5}
カドミウム及びその化合物	0.000039~0.00022	-	-	-
クロム及びその化合物	0.0017~0.0085	0.0019~0.019	-	-
シアン化合物	<0.80	-	_	_
水銀及びその化合物	0.0016~0.0031	0.0018~0.003	_	0.04
セレン及びその化合物	<0.00051~0.0011	-	_	-
鉛及びその化合物	0.0035~0.017	-	_	_
砒素及びその化合物	0.00018~0.0011	0.00083~0.0029	_	0.006
ふっ素及びその化合物	<0.019	-	-	-
ほう素及びその化合物	<0.0043~0.0052	_	_	_
ダイオキシン類(pg-TEQ/m³)	0.0061~0.036	0.02~0.17	0.6	_



ダイオキシン類 (単位:pq-TEQ/m³)

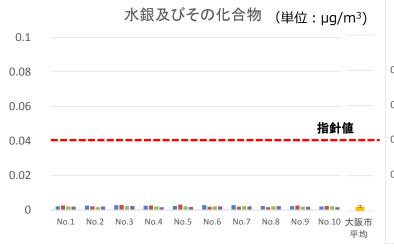
※1:「く」は定量下限値未満であることを示す。

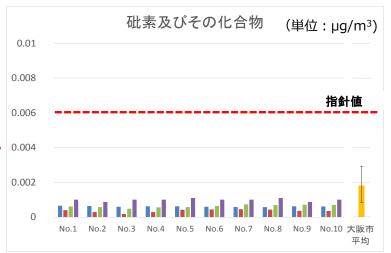
※2:「-」は調査対象になっていないことを示す。

※3:「-」は設定されていないことを示す。

※4:「ダイオキシン類対策特別措置法」による、環境上の条件について人の健康を保護する上で維持されることが望ま しい基準。

※5:中央環境審議会答申による、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値。

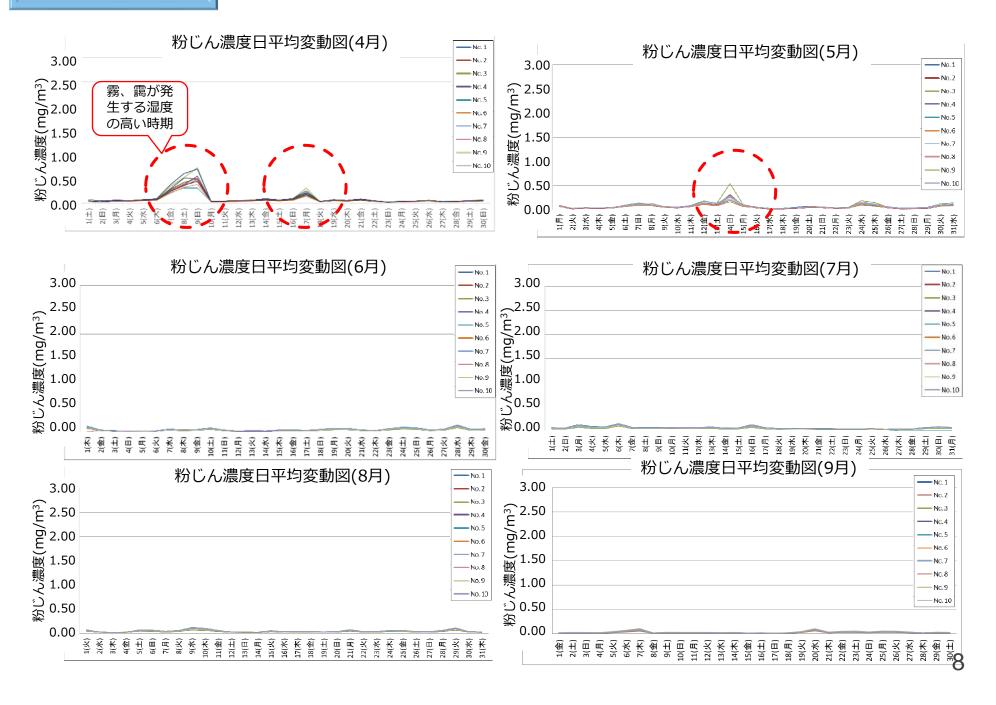






2. 次氮質

粉じん(デジタル粉じん計):2017年4月~2017年9月



2. 次氣質

粉じん(デジタル粉じん計):2017年10月~2018年3月

